

個別症例相談のご案内

症例相談は、相談者（獣医動物行動研究会会員に限る）の行動診療に対して、獣医行動診療科認定医（基本的には担当認定医の指名はできません）が参考意見を回答することで、相談者と回答者が共に検討し合い、結果的に相談者の行動診療の実践能力を向上に寄与することを目的としています。

- ◇ 相談期間：回答者が最初に回答した日から、4週間を相談期間とします。
なお、相談期間の継続を希望する場合は、4週間ずつ延長できます。
- ◇ 相談料：1症例5,440円（相談料5,000円+決済手数料440円）
※継続の場合は4週間毎に5,440円の延長料金
- ◇ 相談方法：①初回1時間のオンライン相談→その後4週間メールでのやりとり
②4週間メールでのやりとりのみ（オンライン相談は利用しない）
※①か②については、相談者と回答者間で決めてください。

実際の流れ

- ① 相談希望者は、下記の症例相談専用アドレスに以下の内容をメール送信してください。なお、一つのメールで一つの症例としてください（複数の症例を一度に相談したいときは、お手数ですが、症例ごとにメールをお送りください）。
 - ◇ メールアドレス syoureisoudan@vbm.jp
 - ◇ 件名 症例相談希望
 - ◇ メール本文に記載する内容
 - ✓ 相談者（会員獣医師）の氏名
 - ✓ 診療動物病院名または機関名（訪問診療をしている場合はその旨を記載）
 - ✓ 診療病院（機関）の都道府県名
 - ✓ メールアドレス
 - ✓ 連絡可能な電話番号（トラブルでメールが送れなくなった場合に使用）
 - ✓ 相談したい症例プロフィールおよび主訴
- ② 担当者から返信メールが送られます。1週間以内に会員専用決済サイト（https://mitus.jp/t/vet_beh/）にて相談料の支払いを済ませてください。
- ③ 担当者宛てに決済終了のメールを送信してください。
- ④ 担当者から、回答者である認定医のメールアドレスが送られます。回答者である認定医のメールアドレスへ、記入済みの研究会統一質問用紙*（研究会HP（<http://vbm.jp>）よりダウンロード可能）のファイルをメール添付にて送信してください。
 - ◇ 件名 症例相談
 - ◇ 内容 質問票の添付
相談者氏名*添付する質問用紙はPDF版でもWord版でも構いません。できれば、飼い主が記入したものをそのままPDFファイルとして添付してください。飼い主の氏名・

住所・電話およびファックス番号など個人情報が特定できる部分は削除または修正ペン等で消してからお送りください。

- ⑤ 回答者は、質問用紙が添付されたメールを受信後、可能な限り迅速に（自分の仕事もしている仲間たちであることをご理解ください）相談者に連絡し、回答の進め方について相談者へ確認します。初回、1時間のオンライン相談を希望する場合は、回答者へお伝えください（オンラインを使用せず、最初からメール相談のみのやりとりも可能です）。相談期間は、初回のオンライン相談、または回答者からの初回回答送信日より4週間となります。
- ⑥ 相談開始後、3週間が経過した時点で、相談期間の継続希望について確認します。継続を希望される場合は、相談期間終了日までに決済サイトにて延長料金の支払いをお願いします。
- ⑦ 相談継続の場合、継続相談期間中に1時間のオンライン相談を利用できます。ご希望の場合は、回答者にお伝えください。

免責事項・・・下記のことをご承諾ください

- 回答者は動物の行動を直接観察しておらず、飼い主と直接面談することもできないため、あくまで限られた情報を元に推測してコメントするだけに過ぎないこと。
- 上記の理由ゆえに、返信した回答が必ずしも正しいとは言えないこと。
- 動物に対する行動診療の最終責任は相談者にあり、回答者はあくまでも個人の意見を述べるだけであること。
- 回答者は飼い主と直接やりとりすることはないこと。
- 相談者宛に書いた回答者のメールをコピー&ペーストしたり、そのまま印刷したりして飼い主に渡さないこと。
- 回答者を特定可能となる情報を飼い主に伝えないこと。
- 回答者の都合（病気、仕事等）で回答できない事態が生じた場合は、速やかにその旨を相談者に通知し、別の回答者に交代することがあること。
- 相談開始後に飼い主との連絡が途切れてしまうなど、期間途中で相談の必要がなくなったとしても、相談料を返金できないこと。
- 相談料を振り込み後、相談が開始されることなくその必要がなくなったとしても、一度振り込んだ相談料を返金できないこと。